

## 日本ロータリーハムクラブ会則

（'82・9・25 制定 '86・9・1 改定 '88・9・24 改定 '90・7・14 改定  
'92・7・13 改定 '93・7・10 改定 '95・7・8 改定 '08・7・12 改定）

### 第一条 名称及び事務局

本会は日本ロータリーハムクラブ（英文 ROAR-JAPAN）と称し事務局は首都圏に置く。

### 第二条 目的

本会の会員はアマチュア無線の精神に基いて無線を通じて技術の向上を計り、親交を深め、奉仕の理想を信条とし、より良きロータリアンである事に喜びと誇りを持ち奉仕の精神の涵養と国際親善を計る事を目的とする。

### 第三条 事業

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アマチュア無線局（JF1ZZZ）の開設と運用。
- (2) ロータリー活動の啓蒙と啓発。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業。

### 第四条 会員

会員 アマチュア無線の資格を持つロータリアン、ローターアクト及び、有資格の配偶者並びに正規の手続きを経てロータリークラブ、ローターアクトクラブを退会した元ロータリアン、ローターアクターとする。

ただし、有資格の元ロータリアン、ローターアクターで過去に当クラブ会員でなかった方が入会を希望する場合および再入会を希望する場合は会員 2 名以上の推薦を得かつ理事会の承認を以て会員の資格を得ることができる。

家族会員 会員の家族でアマチュア無線の資格を持つもの。

名誉会員 本会の活動に賛同されるロータリアンで、理事会の決議を経て総会の賛成を得た人。

名誉顧問 本会の活動に賛同される人で、理事会の決議を経て総会の賛成を得た人。

### 第五条 会議

- (1) 理事会の開催は年一回以上開かれるものとする。
- (2) 総会の開催は年一回開催する。但し、理事会がその必要を認めたときは臨時総会を開催する事が出来る。
- (3) 年一回の総会の開催は会計年度終了後一カ月以内とする。
- (4) 理事会の開催は通信方式も可とする。

### 第六条 役員・任期

本会を適切に運営していくため理事 18 名以内、会計監査 2 名を置く。

理事は各々次の組織を担当する。

会長 1 名 副会長 2 名 無線局運営委員長 1 名 幹事 1 名 会計担当 1 名 広報担当 1 名 エリア担当 (最大 6 名) クラブ委員会担当 (4 名 国内ネット委員会 国際ネット委員会 アワード委員会 コンピューター通信委員会) 事務局担当 (1 名)

- \* 副会長 2 名の内 1 名は会長エレクトとする。
- \* エリア担当は他の役職と兼任することがある。
- \* 必要に応じて顧問、相談役を置くことが出来る。

任期は総会から次年度総会までとし、再任は妨げない。但し、無線局運営委員長については 5 年間とする。

#### 第七条 選出

役員は本会発展の運営の為に積極的な人を以て総会に於て選出するものとする。本会の会員で RI (RRVF) または ROAR の委員の職にあるものは総会の議を経ず本会理事に就任し理事定数外とする。

#### 第八条 無線局運営委員会

本会が設置するアマチュア無線局の運用管理のため無線局運営委員会を設置する。無線局運営委員会は無線局運営委員長が統括し、委員は無線局運営委員長が会員の中から理事会の承認を得て指名する。

#### 第九条 クラブ委員会

本会が活動を活性化し、通信技術の進歩、環境変化への対応を円滑に進め本会の絶間ない発展を期すため次の委員会を置く。

- \* アワード委員会 \* 国際ネット委員会 \* コンピューター通信委員会
- \* 国内ネット委員会

各委員会の活動については、自主的に活動するものとする。各委員会の委員長は活動状況を年一回以上会長あて報告しなければならない。

#### 第十条 会計及び会計年度

本会は会費によって運営され、入会金及び会費は次の通りとする。

入会金 4, 000 円 会費 年 12,000 円

家族会員は原則的に徴収せず、名誉会員及び顧問は会費を免除される。

本会の会計は会計担当役員がこれを管掌する。

本会会計の会計年度は 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日をもって終了する。

#### 第十一条 入会及び退会

- (1) 入会 会員の資格を持つものが本会に入会を希望するときは所定の申込用紙に入会金年会費を添えて申込むものとする。
- (2) 退会 退会希望者はその旨を申し出なければならない。尚、1 年間会費を未納するものはその年度末にて自動的に退会者となる。

#### 第十二条 規約

本会則は総会に於て出席者の過半数の決議をもって改正することが出来る。

附則 第六条役員・任期の適用は2009年の総会の時からとし、それまでは'95・7・8改訂版による。

〈定 義〉

第四条第一項の正規の退会とは、RI 手続要覧第十条第七節、所属クラブからの退会申出は書面を以て行い〈会長又は幹事宛〉、理事会によって受諾されたものを言う。

また 有資格とは無線従事者の資格をいう。

第六条の無線局運営委員長の任期5年間とはJFIZZZの免許期間を意味するものとする。

以 上